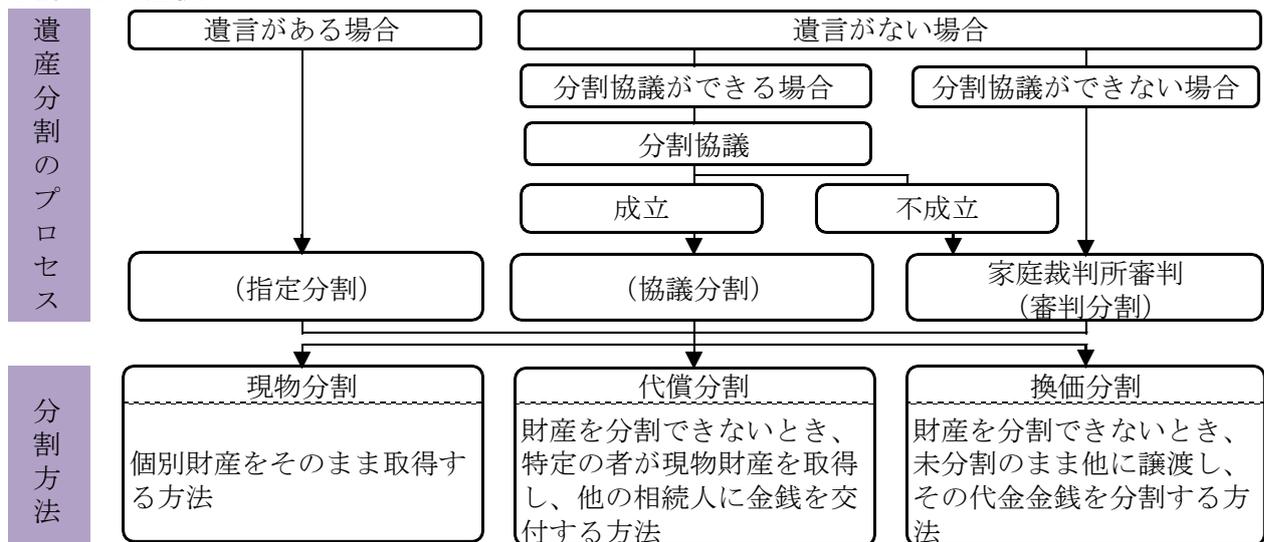


役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントレポート

今回のテーマ： 遺産分割と税務

遺産分割方法と税務上の留意点はつぎのとおりとなります。

1 分割方法の選択



2 税務上の留意点

① 未分割の場合

相続税の申告期限（相続発生後10月以内）までに遺産分割協議が調わない場合であっても、法定相続分の割合で財産を取得したものととして申告・納税をしなければなりません。この場合、相続税法上の特例措置が受けられないことがあります。

a. 申告期限までに分割されれば受けられる特例措置

⇒物納、農地等の相続税の納税猶予

b. 申告期限後3年以内に分割されれば受けられる特例措置

⇒配偶者の税額軽減制度、小規模宅地等の課税価額の計算の特例、相続税の取得費加算の特例

② 分割協議をやり直した場合

分割協議が調った後、相続人間で紛争が生じ再度分割協議をやり直すことがあります。相続税法上は、当初分割による分与財産の再分割とされ、当初の取得者からその後の取得者への贈与と認定されます。

③ 相続財産を譲渡した場合

譲渡益に対して譲渡所得税が課税されます。この場合の取得価額は、被相続人の取得価額を引継ぎます。相続税の申告期限後3年以内に相続により取得した財産を譲渡した場合には、譲渡所得の計算上、一定の相続税を取得費に加算することが出来ます。

お見逃しなく！

- ・遺言は、遺留分に留意が必要です。遺留分についての詳細は2012年7月号「遺留分の侵害と減殺請求」(http://www.nichizei.com/nbs/modules/cjaycontent/mailma_bn/120726.pdf)をご覧ください。
- ・遺言の対象となった財産は、受遺者が同意すれば、遺産分割の対象とすることができます。この場合、税務上は、上記2②分割協議をやり直したことにはならず、贈与や譲渡扱いされるものではありません。